

に改める。

第25条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第89条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第108条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時及び場所、意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第108条の3 会議における公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第108条の4 前条の公聴会において意見を聽こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から、議長が、議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。

2 前項の規定によりあらかじめ申し出た者の中に、その案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第108条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第108条の6 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(公述人の代理者又は文書による意見の陳述)

第108条の7 公述人は、その代理者に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第108条の8 会議において参考人から意見を聞く議決があつたときは、議長は、その日時及び場所、意見を聽こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知する。

2 前3条の規定は、会議における参考人について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議事課



長野県議会告示第1号

政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正します。

平成25年3月1日

長野県議会議長 平野成基
題名を次のように改める。

政務活動費の交付に関する条例施行規程

第1条中「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に、「基づき、政務調査費」を「基づき、政務活動費」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「政務調査費經理責任者は、政務調査費」を「政務活動費經理責任者は、政務活動費」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第2項中「第12条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条を第5条とする。

別表を削る。

様式第1号及び様式第2号中「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費經理責任者」を「政務活動費經理責任者」に改める。

様式第3号中「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に改める。

様式第4号中

「(様式第4号)(第4条関係)
年度政務調査費収支報告書」を

「(様式第4号)(第3条関係)
年度政務活動費収支報告書」に、「政務調

査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に、「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「

研修費		
-----	--	--

を

研修費		
広聴広報費		
要請陳情活動費		

に、

広報費		
事務費		

を

事務費		
-----	--	--

に改

め、同様式の注の1中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同注の2中「政務調査」を「政務活動」に改める。

様式第5号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

総務課

選告示第10号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成25年3月1日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別表の2の項中「40万を」を「80万を」に、「6分の1」を「8分の1」に、「3分の1」を「6分の1」に、「数と」を「数と40

万に3分の1を乗じて得た数とを」に、 「358,928」 を

「319,196」に改める。

選挙管理委員会